

2021年5月25日

各 位

会社名：リスクモンスター株式会社
代表者名：代表取締役社長 藤本 太一
(コード番号：3768 東証第二部)
問合せ先：財 務 経 理 部
(TEL 03-6214-0331)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月25日の取締役会決議において、「定款一部変更の件」を2021年6月24日開催予定の第21回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 発行可能株式総数の変更

当社は、運転資金としての借入を必要としない安定的な財務基盤を保持しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化、または想定以上に深刻化した場合等の不測の事態に対する機動的な資金調達を可能にするために現行定款第6条に定める発行可能株式総数を15,231,600株から30,187,688株に変更するものです。

なお、当社は2021年4月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割しておりますが、その際、発行可能株式総数の変更は実施しておりません。

(2) 場所の定めのない株主総会とすることができる旨の新設

会社法上、株主総会を招集するときは、場所を定めなければならないとされていますが、「新たな日常」に向けた事業環境の整備を目的とする産業競争力強化法の改正により、上場会社が経済産業大臣および法務大臣による確認を受けた場合は、場所の定めのない株主総会とすることが可能となることから、同法が施行されること、ならびに、両大臣の確認を当社が得ることを条件として、場所の定めのない株主総会とすることができる旨の条文を第12条第2項に新たに設けるものであります。

なお、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案」に関する国会での審議状況等を踏まえ、本議案の付議に支障が見込まれると当社が判断する場合、本議案は撤回するものとします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別表のとおりであります。

3. 日程

(1) 発行可能株式総数の変更

定款変更のための株主総会日（予定） 2021年6月24日
 定款変更の効力発生日 2021年6月24日

(2) 場所の定めのない株主総会とすることができる旨の新設

定款変更のための株主総会日（予定） 2021年6月24日
 定款変更の効力発生日 産業競争力強化法第66条第1項に基づく経済産業大臣及び法務大臣の確認を得た日

以上

別表

定款変更案

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>15,231,600</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>30,187,688</u> 株とする。
(招集の時期) 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。	(招集) 第12条 (現行どおり)
(新設)	② <u>当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>